



タイ衆議院事務局の通達

公務の運営における正当な行為について

衆議院事務局は、政府機関のモラル及び透明性評価基準に基づく実行と職場内における汚職防止・公務員のモラルの向上及び透明性の確保に関する制度の強化に相互協力するため、2016年度に参議院事務局と国家汚職防止委員会とともに汚職防止・抑制協力合意書に署名しました。その後、2017年度に、汚職及び不正行為を未然に防止するために、「**モラル且つ透明性をもつ組織**」になろうという意志を示しました。

そのため、私は衆議院事務局の公務運営における正当な行為を以下のようなものにします。

- 一 **職務の執行** 職務の基準に従い、責任・透明性・アカウンタビリティ（市民に対する行政の説明責任）に重点をおき、市民やサービス利用者に対する差別なく公平且つ平等に執行のほか、利害関係者から金銭・物品の贈与又は利益の供与を受け取らないこと。
- 二 **予算使用** 予算に関する法律や規則を守りながら、目的に沿って、予算を無駄使いせず、透明かつ効果的に使用する。内部または外部に監査される際、その使用の説明をいつでも可能にすること。
- 三 **職務権限の行使** 権力者が干渉することを認めずに差別なく公正に権限を行使すること。
- 四 **所管国有財産の使用** 関係法律又は規則に従い、行政財産を正しく使用する。また、目的や公務使用以外仲間又は私的利益のために用いないこと。
- 五 **汚職問題解決** 汚職防止策に基づき実施し、所属職員の不正行為や服務規律又は規程違反行為を厳しく監督。
- 六 **仕事(サービス)の質** 国民・市民・国の利益を重視し、利用手続きに従い、指定期間内に、中立公正を確保しながら、サービスを提供。
- 七 **保有情報公開によるコミュニケーションの効率性** 国民・利用者に役に立つ事務局の公務・行政運営や業務などに関する情報を簡単に入手できるように公開。国の行政に関する苦情・意見などの相談窓口も設置し、それに対し速やかにかつ効果的に対応。
- 八 **業務改善の取り組み** 国民・利用者がサービスの提供をより速やかに且つ容易に受け取ることができるように当事務局のサービスシステムはデジタル化による改善。

上に述べたように、皆んなが協力し、厳格に守れば、国民・利用者など誰かの目に見え、且ついつ外部に監査されても説明する対応が可能な「**モラル且つ透明性をもつ組織**」になれること期待しています。

2020年10月29日日付 公表

ポーンピット ペッチャロン

衆議院事務総長